

# 遼寧出土、「五胡」時代墓記考釈

—「東晉永昌三年正月李廆墓記」ならびに「後燕建興十年崔遙墓記」をめぐって—

關尾史郎

## はじめに

ここに取り上げる2件3点の墓記は、いずれも前世紀の最後の四半世紀に、遼寧省で出土したものである。前者すなわち「東晉永昌三年正月李廆墓記」は、1992年11月、遼寧省錦州市の中心に位置する凌河区で、後者の「後燕建興十年崔遙墓記」(2点)は、1979年6月、同朝陽市の十二台公社に属する四家子大隊(当時、朝陽市の南方)で、それぞれ出土したもので、その紀年は西暦で324年と395年に相当する。

墓記自体は簡単なもので、【辛他1995】や【陳他1982】に紹介されているとおりで、本稿では、あらためて両墓記の墓誌史料としての特徴を確認し、あわせて「五胡」時代における遼東地域<sup>(1)</sup>の動向の一端を探ってみたいと思う。

## 1. 墓記

ここでは、両墓記の史料的な特質について検討する。まずその釈文をあげておこう。

- ①「東晉永昌三年正月李廆墓記」(M1:16 長32×幅15×厚5cm〈拓〉【辛他1995:44図7】  
〈録〉【同:43】)

燕國薊李廆

永昌三年正月廿六

日亡

- ②「後燕建興十年崔遙墓記」(一)(30×40×10cm〈拓〉【李1981:93】・【陳他1982:270図1-1】  
〈録〉【陳他1982:270】)

燕建興十年

昌黎太守清

河武城崔遙

- ③「後燕建興十年崔遙墓記」(二)(55×62×6.5cm〈拓〉【陳他1982:270図1-2】  
〈録〉【同:270】)

燕建興十年

昌黎太守清河

## 東武城崔逋

「五胡」時代の墓誌については、兼平充明がまとめているが【兼平2002:表1】<sup>(2)</sup>、そのなかでは例外的に両墓記には、「墓表」という文字さえない。また形態（磚形・碑形）も、両墓記だけは、円首碑形をとっておらず、文字面は長方形を呈している。本稿が「墓記」と表現しているのも、このような特異な様式や形態に由来しているのだが、内容についても、一見すれば明らかごとく、必要最低限の事項しか記載されていない。すなわち①では、本貫（郡・県）・姓名・（死亡）年月日・「亡」字が、②・③では、国名・年・官職名・本貫（郡・県）・姓名が、いずれもこの順序で記載されている。ただ②と③は同一人の墓記でありながら、本貫の県名が前者では武城、後者では東武城となっており、相違が認められる。西晉初期には清河・東武城だったようだが（『晉書』卷14地理志上）、その太康年間（280～289年）に「東」字を去って武城としたとする説があり（『太平寰宇記』卷58河北道7貝州条）<sup>(3)</sup>、これに従えば、4世紀前半期には武城だったことになる。したがって②が正式な墓記という結論になるが、これは、以下に述べるような両者の形態比較からも傍証されよう。

形態についてさらに仔細に観察すると、②は天地が、③は天と右辺が湾曲している。この点については、自然石（緑沙岩）を素材としたということなので【陳他1982:273】、納得できよう。なかでも③は、字の大きさをはじめ、行間・字間などが不揃いで、倉卒の間に作成されたと思えない。文字面は、自然石の表面を少し平滑に加工しただけだったようである。それに比べると②は損傷も認められるものの、文字面の中央に、1行5字と最初から決めた上で刻字されたようで、字の大きさ（5cm四方）、行間・字間、行頭・行末の位置などが統一されており、文字もやや斜めになっているものの、隸書の要素を残した丁寧な書風である。ただ②・③共通して、釘状のもので石面に文字を刻しただけのよう<sup>(4)</sup>で、その点では、やはり②も倉卒という評価は免れないだろう。月日さえ記載を欠くという事実も合わせて考えれば、特異性がさらに明瞭になるだろう<sup>(5)</sup>。

いっぽう①は、文字面が縦長のしっかりとした長方形（一部欠損）で表面も平滑である。材質は灰磚で、背面には印繩文が描かれているという。①が出土した1号墓は磚室墓で、用いられている磚は32×15.5×4.5cmということなので【辛他1995:42】、大きさから判断して墓室用の磚を墓記の素材に転用した可能性が高い。そして刻線はやはり細く、釘状のもので倉卒に刻された可能性が高い。書風は比較的端正なように見え、隸書の遺風を残した楷書体として高い評価もあるが【辛他1995:46】、字の大きさは1行目と2行目では大きく異なり、加えて3行目の「日亡」は、磚の左端の狭いスペースに無理して刻されたような印象を受ける。やはり作成全体が倉卒の間に行われたと考えざるをえない。墓記が置かれていたのは、墓室の前端（南側）近くだが、墓記の作成と埋納が計画的に行われたと考えることは困難である。そしてこのことは、上に検討した②・③にもあてはまる。

②・③が出土した墓は土壙石椁墓で、石椁の素材とされたのは、同じ十二台公社に属する葉家店大隊（当時。墓の東南）一帯で産出する緑沙岩だという【陳他1982:271】。すなわち墓記

の素材と一致するのである。②と③は文字面を内側にして重ねて石椁の上に置かれていたとのことだが、やはり石椁の素材の残余を用いて、簡単な墓記を作成したと考えられるのであって、事情は①と大同小異であったのではないだろうか。

以上のように考えて大過ないとすれば、①と②・③は、第一に、墓室を築造するための素材と、墓記の素材が共通していること、第二に、墓記の内容や刻字の様態が簡単にして安直と評することができること、という特徴を共有していることになる。

現存する「五胡」時代の墓誌の多くは関中および関中以西で作成されたもので【兼平2002】、関東、しかもその東端ともいべき遼東地域で作成された出土例は両墓記だけだが、それがそろって上に述べたような特徴を有していることは重要である。被葬者となった李暭と崔暹の本貫である燕國・薊や清河・武城で、墓誌が普及していなかったことを意味するわけでは、もちろんない。むしろ、遼東地域における埋葬ないしは埋納文化のありよう、さらには本貫以外の地における仮葬という事情を考慮すべきであろう。もっとも、朝鮮半島で出土した佟壽(357年)や某鎮(408年)など漢族の墓誌が、被葬者を主人公にした壁画に書写されながら、墓誌の文章としては、よりゆたかな内容を有していることも事実であって、単なる地域差に還元できないことも指摘しておくべきであろう。

## 2. 出土地と墓記の紀年

ここではまず出土地をめぐる問題について考えてみたい。<sup>(9)</sup>

両墓記とも遼寧省内で出土した。このうち①が出土した遼寧省錦州市は、西晉時代、平州の昌黎郡賓徒県の領内にあったと思われる。李暭が死没した324年当時、この一帯は、実質的な自立を達成しつつあった鮮卑族の慕容廆の勢力範囲となっており、とくに彼が拠点置いていた棘城は錦州市付近だったので、まさに李暭墓は、その拠点の近郊に立地していたことになる。既に310年代から、慕容廆は中原から流入した漢族流民を收容するために積極的に郡県を僑置しており、また漢族の有力者を私設の属僚に任命していた。李暭の本貫である燕国を統轄する幽州からの流民の動きについて、史書は語らないが、隣接州であったことを考慮すれば、幽州からの流民が中原の他の州(冀州・予州・青州・并州など)からのそれに数的に劣っていたとは思えず、また私設の属僚に、魯昌(代郡)・陽耽・西方虔(以上、北平)など幽州の出身者が散見される(『晉書』卷108慕容廆載記)こともあわせ考えれば、李暭は幽州から流民として慕容廆のもとに帰属したのであろう。また僑置された郡県の位置も詳細は不明だが、拠点だった棘城の近郊であったと考えるのがもっとも妥当であろうから、李暭墓の発現はそのことをうらづけるという意義を有することになる。

また②・③が出土した朝陽市は、西晉時代、同じく平州昌黎郡のおそらくは昌黎県の領内だったと思われるが、燕王を自称して名実ともに前燕政権を興した慕容皝(慕容廆の嫡子)が341年に新たに都とした龍城に比定されている。前燕とそれを継承した後燕はここに昌黎郡もしく

は昌黎尹を設けており、昌黎太守を最終官とした崔暹墓の発現は、そのことを確実にうらづけるかっこうになった。幸いにして彼については、史書に記載があるが（『北史』巻24崔暹伝付崔暹伝）、それによれば、崔暹・崔暹兄弟の祖父崔邁は後趙の特進、父崔瑜は黄門郎であり、崔暹は前燕・前秦・東晉・丁零・後燕を転々とし、最後は政争を避けて北魏に帰属した<sup>(10)</sup>。398年頃のことなので、兄崔暹の没後のことである。崔暹の履歴の詳細は不明だが、後燕慕容垂のもとで、尚書左丞・范陽太守・昌黎太守を歴任したとある。おそらくは、弟崔暹と行動をともにして、392年頃に丁零から後燕に転じたのであろう。崔暹が死没した395年当時、後燕は中山に都を置き、華北一帯に大きな版図を有しており、そこには彼の本貫清河も含まれていた。したがって本貫への帰葬も不可能ではなかったはずだが、あえて任地に埋葬されたということになる。ただ清河・（東）武城を本貫にもつ崔氏には、310年代に平州刺史を務めた崔恣がおり、<sup>(11)</sup>その甥崔燾は慕容廆によって僑置された郡の太守に任じられているので、<sup>(12)</sup>崔暹・崔暹兄弟の帰属以前から早く遼東地域と関わりを有していたことは確かであり、崔暹の任地昌黎での埋葬にも、このような事情があったのかもしれない。

つぎに検討すべきは、①の紀年である。永昌とは、東晉元帝の元号であり、自立途上の慕容廆が、名目的にはなお東晉に臣従していたことを象徴的に示している。永嘉(307～313年)初、大単于を自称したことはあったものの、317(建武元)年に、崔恣らとともに後の元帝・司馬睿に対して即位を勧めたのをかわきりに、ほぼ一貫して東晉には使者を派遣し、その官爵を授けられている。したがってその勢力範囲では、東晉の元号が用いられていた可能性は大いに考えられるのだが、①はそれが、墓誌のような私的な文物にも及んでいたことを教えてくれたといえよう。むしろ問題とすべきは、永昌はあしかけ2年だけで、2(323)年3月には、太寧と改元が行われており、ようするに永昌3年という年次は存在しないということである。これに対しては、誤記という評価もあるが【辛他1995:45】、遣使のはざまであり、改元の情報が伝わらなかったと考えれば、問題はないだろう。史書によれば、元帝は即位した318(太興元)年3月、使者を慕容廆のもとに派遣して、彼を龍驤將軍・大単于・昌黎公に任じたが、さらに321(同4)年12月には、都督幽平二州東夷諸軍事・車騎將軍・平州牧・大単于・遼東公に進めている。しかしその後の往来については、323(太寧元)年4月のこととして、「後趙王勒遣使結好於慕容廆、廆執送建康」(『資治通鑑』巻92同条)とあるのが、年次の判明する唯一の記録である。323年4月とは、まさに永昌から太寧への改元が行われた翌月で、慕容廆の使者が後趙の捕虜を伴って建康へ到達したのが、この時期なのだろう。

ただ史書によるかぎり、太興から永昌への改元(322年正月)や、元帝の死去と明帝の即位(322年閏11月)などの情報がスムーズに慕容廆のもとに伝えられたという証拠はなく、永昌なる元号が慕容廆の勢力範囲で用いられるに至った経緯は不明というほかない。と同時に、上の使者が慕容廆のもとに無事帰還していれば、323年の年内には永昌から太寧への改元も決着がついていたであろうが、①は翌324年正月という紀年を有している。したがって、324年正月時点で、太寧ではなく永昌が元号として用いられていたことを、史書の記述から合理的に説明すること

は残念ながらできない。今後の課題とする所以である。

## おわりに

以上、本稿では、遼寧省で出土した「五胡」時代の墓記2件3点を取り上げ、紹介と簡単な検討を行った。いずれも簡単なもので、そこに記された文字や文章から明らかになる歴史事実はきわめて限定されている。しかし少数ながら、遼東地域ではここで取り上げた墓記以外にも文字資料が出土しており、今後も本稿で行ったような作業を継続させていきたいと考えている。 (完)

## 注

- (1) 厳密に言えば、「遼東」はまさに遼河の東側だが、本稿では山海関以東の地域を広くさし示すことにする。
- (2) ただし兼平は、北魏時代の司馬金龍墓誌や沮渠氏高昌国の且渠封戴墓表なども「五胡」時代の事例に算入しており、厳密さに欠ける。
- (3) 「晉太康年、去東字」とある。
- (4) 拓本の写真から判断するかぎり、②のほうが刻線は太く、その意味でも丁寧な書風ということができよう。
- (5) 記載を欠くのは、月日だけではなく、年齢・死亡場所、さらには死亡の事実(①の「亡」字に相当するもの)なども同じである。
- (6) 墓室用の磚を素材としたらしいことや、刻字の様態(全体のバランスや書風など)などから、安徽省亳州市の曹氏一族墓で出土した姓名磚が想起される。刻字のために同じような用具が用いられたと考えて大過ないだろう。なお姓名磚については、【亳鼎博1978】・【關尾1996】を参照されたい。また墓記には②・③と同じように、年齢・死亡場所を欠くが、墓室内に残存していた骨や歯などの分析から、被葬者である李廙は老年であったと考えられる【陳他1982:271】。
- (7) 本文で述べたように、内容と形態から判断して、②と③のうち、前者が正式な墓記と考えられるが、どちらが上に重ねられていたのかは定かではない。
- (8) 佟壽墓については、【岡崎1964(岡崎2002)】を、また某鎮墓については、【武田1989】をそれぞれ参照されたい。いずれも高句麗に帰属した漢族だが、被葬者を主人公とした壁面に墓誌が墨書されている。
- (9) 以下、本節の記述は【關尾1981】の成果に負っている。
- (10) 4世紀末期の諸政権間の複雑な関係については、【三崎2002】を参照されたい。
- (11) 320年代初頭に東晉からその後任に任命されたのは、ほかならぬ慕容廆である。
- (12) 『晉書』卷108慕容廆載記に、「崔恚懼廆之仇已也、使兒子燕僞賀廆。……燕懼、首服。廆乃遣燕歸恚曰、降者上策、走者下策也。以兵隨之。恚與數十騎棄家室奔于高句麗、廆悉降其衆、徙燕及高瞻等于棘城、待以賓禮」とある。

## 参考文献一覧

岡崎 敬

- 1964 「安岳三号墳(冬寿墓)の研究—その壁画と墓誌銘を中心として—」、『史淵』第93輯(未見)。  
2002 『シルクロードと朝鮮半島の考古学』、東京：第一書房。

兼平充明

- 2002 「書道博物館蔵「後秦呂憲墓表」について」、『明大アジア史論集』第7号：63-81。

關尾史郎

1981 「前燕政權(337-370年) 成立の前提」、『歴史学研究』第488号：11-21, 37。

1996 「安徽曹氏一族墓出土姓名磚試論」、『新潟史学』第36号：44-57。

武田幸男

1989 「徳興里壁画古墳被葬者の出自と経歴」、『朝鮮学報』第130輯：1-36。

三崎良章

2002 『五胡十六国—中国史上の民族大移動—』、東京：東方書店・東方選書36。

李宇峰

1981 「遼寧朝陽發現十六国時期後燕崔遜墓碑」、『文物』1981年第4期：93。

辛 發・魯寶林・吳 鵬（辛他）

1995 「錦州前燕李處墓清理簡報」、『文物』1995年第6期：42-46。

陳大爲・李宇峰（陳他）

1982 「遼寧朝陽後燕崔遜墓的發現」、『考古』1982年第3期：270-274、図版9。

亳県博物館（亳県博）

1978 （李燦執筆）「安徽亳県發現一批漢代字磚和石刻」、文物編輯委員会（編）『文物資料叢刊』第2集：142-175、北京：文物出版社。

遼寧省文物考古研究所

2002 （編）『三燕文物精粹』、瀋陽：遼寧人民出版社。